

第 1074 回 高知市教育委員会 5 月定例会 議事録

1 開催日 平成 23 年 5 月 23 日 (月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 17 号 高知市議会臨時会に提出する予算外議案に対する意見について

日程第 3 市教委第 18 号 平成 24 年度高知商業高等学校入学定員 (案) について

日程第 4 市教委第 19 号 高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第 5 市教委第 20 号 高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

| | | |
|---------|-------------|---------|
| (1) 委員 | 1 番委員長 | 野 本 明 美 |
| | 2 番委員 | 西 山 彰 一 |
| | 3 番委員 | 山 本 和 正 |
| | 4 番委員 | 西 森 やよい |
| | 5 番教育長 | 松 原 和 廣 |
| (2) 事務局 | 教育次長 | 松 井 成 起 |
| | 教育次長 | 依 岡 雅 文 |
| | 総務課長 | 池 畠 正 敏 |
| | 学校教育課長 | 土 居 英 一 |
| | 生涯学習課長 | 秋 沢 大 助 |
| | スポーツ振興課長 | 徳 広 祐 一 |
| | 総務課長補佐 | 近 森 象 太 |
| | 学校教育課学校教育班長 | 多 田 美奈子 |
| | 学校教育課指導主事 | 竹 村 晃 |
| | 総務課総務係長 | 小 田 優 |
| | 総務課主査 | 森 尾 美 舗 |

1 平成 23 年 5 月 23 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 03 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

野本委員長

ただいまから、第 1074 回高知市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 17 号「高知市議会臨時会に提出する予算外議案に対する意見について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。

6 月 3 日に予定しております第 427 回市議会臨時会に提出する教育に関する事務に係る議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

提出する議案は、高知球場夜間照明設置工事請負契約締結議案でございます。議案の内容につきまして、資料によりご説明いたします。

工事の説明の前に、高知球場への夜間照明の設置につきましては、県の全面的な財政支援を受けまして、野球関係団体を始め、県民、市民の皆様からの強い要望があり、またスポーツマスターズの開催や、高知ファイティングドックスへの対応のために設置しようとするものでございます。

議案の内容でございますが、工事名は高知球場夜間照明設置工事で、契約価格は 4 億 950 万円、契約相手方は岩崎電気・大東電機特定建設工事共同企業体、代表者は香川県高松市の岩崎電機株式会社四国営業所所長の村上博司でございます。

工事の規模等につきましては、野球場に 6 本の照明を設置いたしまして、その 6 本の各々に照明を付けるというものでございます。照度でございますが、水平面照度といたしまして、内野は 1,500 ルクス以上、外野は 800 ルクス以上ということで、プロ野球には使えませんが、硬式野球の公式戦ですとか、高松宮杯といった大会の夜間照明の基準をクリアする規模でございます。

設置工事の内容は、ナイターの設備設置、照明灯 6 基、外野スタンド改修費、それと発動発電機です。電源は商用の電気ではなくて、発電機で対応いたします。これは、すべて商用の電力会社と契約いたしますと、基礎の契約ワット数が高くなりますので、これを抑えるため試合をするときのみ予備の電源として発動発電機を使用して費用を安く抑えるということで考えております。落札金額が 4 億 950 万円と、1 億円を越す契約となりますので、市議会の議決が必要となったものでございます。

以上でございます。

野本委員長

この件に関しまして、質疑等はありませんか。

西森委員

質問がいくつかございまして、まず経緯についてお教えいただきたいと思います。新聞報道で少し読んだ程度の知識で申し訳ないのですが、県が県の中の 1 市に対して、こういった財政支援をするということについての議論があったことが報道されておりました。市議会の中で、このことに対してはどいういった議論や議決がなされたのかが一つです。

それから、相手先と金額が決まった手続きの経緯、あとランニングコストがどれくらいになるのか

の3点をお教えいただけますでしょうか。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。

まず、1点目の経過についてですが、一昨年に高知県野球連盟など野球関係団体から要望がありました。ただ、それは高知球場ということではなく、県内にナイター施設がないのは高知県だけであるということで、高知市内にある球場にナイター設備を設置してほしいというものでした。それを受け、高知市として行政のほか、学識経験者や野球関係者で構成する検討委員会で検討いたしました。このときは、高知県内で設置するのは県営春野球場が良いのではないかとという答申を頂きました。それを受け、高知市と高知県で協議を行い、昨年8月に高知県知事と高知市長が話し合いを行い、利便性や経済効果等を考え、高知球場に設置しようということになりました。

その費用についてですが、ランニング費用を除いた設置費用については、高知県が全面的に負担するというので合意したものでございます。その年の9月議会には、基本設計についての補正予算をご承認いただき、基本設計について委託契約を締結したところでございます。また、ナイター設備の実施設計と工事費については、一括発注したほうが工期も短縮でき、事業自体がスムーズに進むのではないかとということで、その予算について12月議会でご承認いただきました。現在は、本工事に入る前の地質調査を済ませておきまして、本年5月12日に実施設計と工事の一括発注の入札を行っております。その結果、落札された今回提出の議案にある相手方と契約を締結しようとするものでございます。

ランニングコストにつきましては、発動発電機を使用しますので、それにより電気料金を抑えることができるということで、年間300万円程度と予測しております。ただ、これはファイティングボックスや軟式野球連盟主催試合のうち、ナイターとして開催される試合を年間40試合程度と見込んでおきまして、その費用を300万円程度と見込んだものでございます。

照明の球ですが、その寿命が大体15年程度とお聞きしております。1つが6万円から7万円程度でございますが、照明設備全体で300個程度使用します。このため、15年先には大規模な修繕となりますので、そのときは県及び市で協議していくということで進めております。

簡単でございますが、以上です。

野本委員長

こうした工事の場合は、よく地元の企業ということが言われますが、報道などにも地場企業で移動式の照明設備ということがありました。この契約については、そうした地元の企業の応募などというのはなかったのでしょうか。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。

入札への参加はございました。移動式については、使いたいときにどこにでも持って行けるので、検討していただきたいという要望をいただきました。県とも協議し、急な使用の要望があったときに大きな10トンくらいの車に設置することになり、それが4台必要になります。その際の設置場所のほか、高知県内にそのような大きな車の台数がございませんので、それが例えば他の工事などに使われているときは手配できないため、照明が使えないということになります。また、1回当たり50万円程度の費用がかかるほか、車を移動させる際には、法律によって指定の道路を夜間しか通行できないということもあり、費用面、将来的なメンテナンスを考え、固定式で1か所に設置することとしたものでございます。

野本委員長

この設置費用は、県の負担ということですね。

スポーツ振興課長

設置費用は、県が負担しますが、国の有利な交付金を使いますので、申請は高知市が行い、残りについても高知市が起債を発行し、その元利償還金を県が負担していくということになります。

西山委員

ナイターはいつから使用可能なのですか。

スポーツ振興課長

現在のところ、来年1月末までが工事期間になりますが、あと芝生の養生が必要ですので、夏ごろには供用していきたいというふうに考えております。

野本委員長

発動発電機というのは、自家発電ということですか。

スポーツ振興課長

おっしゃるとおりでございます。

野本委員長

ということは、大きな震災があったときなどは、球場内にプレハブを建てて避難所として使用できるということになりますか。

スポーツ振興課長

現在のところ、市営体育館の東側の補助グラウンドの北側に駐車場がありますが、その一画に設置することを考えております。ただ、東日本大震災の例のように、津波等で水に浸かるようなことがありますと、避難所としての仕様が可能かどうか、ということがございます。

野本委員長

その土台を上げるというようなことはできないのでしょうか。

スポーツ振興課長

これまでは、発動発電機の騒音をいかに抑えるかということを念頭に進めてまいりました。検討していたのが、大震災のあった3月11日以前でしたので、高さということについて全くと言っていいほど検討はしておりませんでした。

野本委員長

このような大きな工事ですので、南海地震の発生が予測される中で、願わくば津波にも強い自家発電装置を備えておいていただければ、安心であるという気がするのですがいかがでしょうか。

スポーツ振興課長

本契約が終わりましたら、業者さんとお話する機会もありますので、そういった意見もお伝えさせていただきます。

野本委員長

地域住民にしてみたら、設置場所が高くなれば、それだけ騒音も大きくなるようにも思うので調整も必要かと思いますが、そういった知恵も出していただいて、発電機の設置をお願いしたいと思えます。

西森委員

高知球場の運営に関する基本的なことで、球場の収入についてです。例えば、ファイティングボックスが試合をしたときには、入場料はファイティングボックスに入るのでしょうか、その分の球場の使用料としても入ってくるのでしょうか。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。

球場の使用料は、条例によってプロ野球が使う場合と、一般の利用者が使う場合で分けております。1,000円以上の入場料を徴収する場合は、1日使うと30万円を超える使用料を頂いています。一般のアマチュアが使う場合よりは高くなっております。

西森委員

参考までにお伺いしたかったのは、費用対効果といったことなのですが、周辺への波及効果までは難しく分からないのですが、ナイターを設置したことによって球場使用料がどのようになっているかと思ったところでした。

スポーツ振興課長

照明灯の使用料については、別途条例で定めていくということで考えております。今回、工事の落札金額が確定しましたので、それに基づいて使用料を定めていきます。その場合、すべての照明を点けた場合と、全体の3分の2、3分の1という3段階で考えておりますが、それぞれに見合った使用料を設定してまいりたいと考えております。具体的な金額は、今のところまだ決めておりません。

西森委員

基本的なことが分かっておりませんでした。要するに基本的な球場使用料のほかに、ナイター設備を使ったら照明料というものが発生するということですね。

スポーツ振興課長

はい、そうです。

山本委員

照明の明るさのことですけれど、照明灯が6本ということですが、これを設置する場合の内野と外野の明るさの基準は、6本をマックスにしたときにも、機能に余裕があるということですか。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。

ナイターの照明には、基準が定められておりまして、ほかの球場も6本というようなことになっていきます。どうしても6本でなければいけないということはありません。先ほど話のあった移動式の場合ですと4本で構わないということですが、どこの球場とも大体6本でやっています。その設置の位置が、バックネットの真裏はいけない、ピッチャーの真正面はいけないなど、角度によって付けられないということもあって、大体6本ということになっているようです。

今回の場合、照明灯を設置する場所として考えておりますのは、1塁側ダッグアウトの西側、3塁側ダッグアウトの北側、内野と外野の境では3塁側、左中間寄りと左中間の間です。図面がありますのでご覧ください。

松原教育長

内野が1,500ルクス以上、外野が800ルクス以上必要ということですね。

スポーツ振興課長

最低それだけ必要であるという仕様にしております。

業者としては、その基準を大きく超えるようなものは設置しないと思われまして。明るくしようとするとそれだけ経費がかかりますので、ぎりぎりのものになるかと思えます。

松原教育長

内野が1,500ルクス、外野が800ルクスというのは、プロ野球はできないけれども、一般の公式戦には十分対応できる基準であることは間違いないわけですね。

スポーツ振興課長

はい。

野本委員長

ちなみに、プロ野球の基準というのはどれくらいですか。

スポーツ振興課長

内野が2,500ルクス程度で、外野が1,500ルクス程度必要であったと思います。ただ、照明の基準を満たしたとしても、スタンドの収容人員の関係で開催は難しいと考えています。

野本委員長

それと、災害に強く、なおかつ周辺の住民の皆様への配慮もお願いします。

それでは、ただいま委員の皆さんから出された意見を踏まえ、市長に申し上げる意見は、いかがいたしましょうか。

特にないようですので、市議会臨時会に提出する予算外議案に対する意見については、「特段の意見なし」として決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第17号は、そのように決しました。

次に、日程第3市教委第18号「平成24年度高知商業高等学校入学定員(案)について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

はじめに議案書5ページの数値に訂正がございますので、訂正した資料をお配りさせていただきました。右上に訂正と書かれたものでございます。

訂正で、今お配りしました資料「県下中学校卒業生数の推移と公立高校入学定員の推移」の表をご覧ください。平成5年3月から推計も含めまして平成28年3月までの県下中学校卒業生数と公立高校入学定員の推移を示したものでございます。平成24年3月というところをご覧くださいと思います。平成24年度の中学校卒業生数は、県全体で7,040人と見込んでおります。これは、昨年度と比べまして15人の減、ほぼ横ばいとなっております。本市の中学校卒業生数の見込みは2,116人ということですので、前年度と比べ109人の減少が見込まれております。

これに対しまして、議案書の4ページですが、商業高校の全日制の課程の入学定員は、総合ビジネス科が1学級35人での6学級で210人、情報システム科が1学級35人の1学級で35人、国際コミュニケーション科が1学級35人の1学級で35人、合わせて8学級の280人としております。また定時制の課程といたしまして、商業科40人の1学級と定めることについてお諮りするものでございます。

この数値につきましては、全日制の課程、定時制の課程とも、平成23年度入試とは変更ございません。また、訂正させていただいた表をご覧くださいとお分かりになるかと思いますが、平成15年度から変わらず280人で推移しております。

なお、商業高校の入学定員を考える際に大きな影響がございますのは、県全体の公立高校の入学定員でございます。表では、平成24年度の公立高校の入学定員の項は空白にしておりますが、県に確認したところでは6,450人の予定ということございまして、これにつきましては、高知県教育委員会の6月定例会で決定され、後日公表されるということです。その数値で言いますと125人の減となりますが、全体の状況を見ますと、平成14年度以降の公立高校の入学定員と公立中学校の卒業予定者の推移は、定員の方が上回るという状況がずっと続いております。

さらに、先ほどご説明しました高知商業高校の平成23年度の入試状況を見ますと、前期選抜におきましては1.5倍の倍率でございましたし、後期選抜につきましても全科におきまして定員を満たすという、非常に人気が高い状況がありますので、本市の中学校卒業見込み者数は109人の減でございますが、来年度におきましても、全日制について現状の3つの課程の8学級で280人を維持したいというふうに考えております。

また、定時制の課程につきましては、商業科1学級40人といたしまして、不登校経験者等の受入れを含め生徒数の確保を図り、現状の定員を維持したいというふうに考えております。

先ほど申しましたように、県立の入学定員につきましては、県教育委員会6月定例会を経て、入試要項が決定されますので、それに合わせて商業高校の定員を定めていきたいというものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

野本委員長

この件に関し、質疑はございませんか。

山本委員

来年度から高等学校の校区が撤廃されるようですが、どのような影響があるのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

当然、これは今年度も高知市の枠の縮小ということが出てまいりましたので、進路指導の面で大きな影響が出てこようかと思えます。これまでの進路指導の手法がそのままは使えないということが出てまいりますので、各学校において子どもたちに対して適切な進路指導が必要になってまいりますし、結果的に市内から市外の学校に通われるというような、これまでとは全く違うという状況になるのではないかと予想されます。一定、学区の枠が緩むわけですので、市内の子どもたちにとって厳しい状況になることは予想されます。

一方では、子どもたちに確かな学力を身に付けさせることが、別の意味での課題と言えとも考えています。

西森委員

平成 14 年から 15 年にかけて、商業高校の定員を 40 人減らしたということで、ほぼ 1 クラス分減らした格好になっています。現在は 280 人で推移していて、次にこれを減らさなければいけないというのは、どういう条件となったときに予想されるのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

卒業生の数値との関係が大きく影響してこようかと思えます。見ていただいておりますかとも思いますが、一律に減少するというだけではございませんので、その辺りを長いスパンで見させていただきながら、今後一定卒業生数の減少が見られる場合など、そういったことを踏まえながら検討していかなければならないと考えます。そういった意味も含めまして、今年度の状況につきましては、280 名を維持する状況にあるのではないかと判断し、今回の提案とさせていただきます。イメージ的には子どもたちの数が減り続けているようなこともあろうかと思えますが、年度によってバラツキもありますので、その辺りを長いスパンで先々のことを見ながら判断していかなければならないと考えております。

西森委員

長いスパンで見ていったときに考えられるのは、公立中学校の卒業生数が 9,000 人台から 8,000 人台、7,000 人台と減っていったら、7,000 人台で安定したときに商業高校の入学定員を変えていってしまおうですね。それが 6,000 人台で安定しつつあって、次に 5,000 人台となったときに 5,000 人台で安定したときに、入学定員を変える契機になるのかなと想像するのです。例えば、生徒さんの進路志望が変わってしまうといったことも契機としてあり得るのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

今私も定員と卒業生の数の関係を例として挙げさせていただきました。それらの数の差が縮まってきたからというだけではなく、今おっしゃったように子どもたちにとって必要な学科であるかどうか、つまりニーズがあるかどうかということもありますし、子どもたちが行きたい学校であるかどうかといった内容面も含まれますので、先ほどお話しした数のことは、定数を考えていく上での一つの目安としてお考えいただければというふうに思います。

もちろん、商業高校が子どもたちにとって魅力ある学校であり、どんどん志望していただけるのであれば、卒業生の数がどうであれ、当然入学定員を維持して、ニーズに応えていくという判断をしていかなければならないと考えておりますので、数の部分と課程の内容の部分の部分を合わせて考えていかなければならないと考えております。

野本委員長

定時制のことですが、これはずっと 1 学級なののでしょうか。これから、ニーズが減っていったときにも、子どものニーズに応えるということから、この学級数、定員数を維持していただきたいと思いますというふうに思います。

学校教育課長

先ほど申し上げましたように、全日制につきましては定員を満たしておりますが、定時制につきましては定員に届いておりません。けれども、不登校の受入れなどいろいろな状況もございますので、そういった意味で今回も現状で維持したいということで提案させていただいているところでございます。

松原教育長

高知商業高校は、これまで高知県内の名門校として多くの卒業生を輩出しています。また、子どものニーズも大変高いという状況があります。例えば、提案にある280人の定員というのは、下限であろうと思うのです。これ以上定員を少なくしてしまうと、学校としての魅力がなくなってしまう可能性が出てきます。ですから、子どもの数が相当減らない限りは、280人という定数を確保しないといけないと思っています。

それから、定時制の場合ですが、これから不登校対策という点で重要になってきます。また、県立北高校に高知市内の相当数の子どもたちが通っています。商業高校の定時制は、その点での受け皿としてもこれから大事になっていくのではないかと思います。

野本委員長

報道もされてますが、授業を発展させて、ラオスに学校を造るだとかいろいろな商業的な力をつけるというようなこともされていきますので、魅力ある学校として、子どもたちの志望が多くなると思います。

この件に関し、ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第18号「平成24年度高知商業高等学校入学定員(案)について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第18号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4市教委第19号「高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長の秋沢でございます。「高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について」をご説明させていただきます。

公民館運営審議会委員ですが、社会教育法第29条第2項で「公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」ため公民館運営審議会を置くことができると規定されておりまして、高知市公民館条例第5条に基づいて設置しております。

次に、委員の任期と定数でございますが、定数は12名以内でその構成は学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者等となっております。任期は2年となっております。平成23年5月31日をもって、現在の委員さんの任期が満了するため、新たに委嘱するものでございます。

委嘱したいと考える委員さんは7ページの一覧表のとおりでございます。選考の理由としましては、現在12名以内の定数で11名に委嘱したいと考えますが、うち10名の方は再任に同意いただいております。1名の方が新任でございます。新たに就任を予定しているのは、6の受田浩之さんで、前任者の坂本世津夫さんが高知大学を年度末に退職されまして、同じ高知大学の国際・地域連携センターに後任の方の推薦を依頼してありましたところ、センター長自ら委員として就任いただけるとのご推薦をいただきました。

今回の11名の委員の方の任期は、平成23年6月1日から平成25年5月31日までの2年間で、委員の男女比につきましては、前回と変わりなく男性7名の63.6パーセント、女性4名の36.4パーセント

ントとなっています。

以上でございます。

野本委員長

この件に関し、質疑はございませんか。

山本委員

委員の委嘱自体には関係しませんが、公民館活動の状況について教えていただきたいと思います。地域の活動もなかなか大変だとお聞きするのですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長

今回委嘱しますのは、高知市立の公民館の運営審議会の運営委員さんでございまして、お尋ねいただいたのは、いわゆる地域の公民館のことになるかと思えます。社会教育法にいう公民館というのは公立公民館のことになりますが、それ以外の公民館というのは公民館類似施設ということで、公民館的な社会教育施設ということになります。公立公民館で申し上げますと、現在 40 館ございまして、一番大きいのが中央公民館で、あと合併によりまして春野の公民館は、分館を合わせまして 16 館と、鏡、土佐山なども公立公民館でございます。それと、元々高知市にあり公民館として位置付けている施設で申しますと、旭文化センターや横浜文化センター、またふれあいセンターも公民館という位置付けをしておりますし、一昨年できました江ノ口コミュニティセンターもございます。

その 40 館の活動のうち、中央公民館につきましては、文化振興事業団に委託して市民の大学や夏季大学などを含め公民館事業をお願いしております。それと自治公民館として町内会の集会所などを使って活動されている団体には、年間 4 万円程度を助成して公民館活動を行っていただいております。また、自治公民館を利用して学習活動しているグループに対して、講師謝金を補助しております。それが、1 回当たり 8,200 円、そこから税を引きますと 7,380 円を補助しています。ただ、全部の講座に対して行っているのではなくて、概ね 10 回に対して 5 回といった形で、自主的な活動を支援しています。

それで、活動実態でいえば地域の担い手、リーダーが固定化、高齢化している中で、それをどうやって活性化していくかということで、自治公民館で申しますと公民館連絡協議会という組織を通じて研修会を開催したり、情報提供を行ったりしています。また、社会教育指導員の 7 名が実際に地域に入って、リーダーの方々と話し合いをしながら活性化を図っているところですが、残念ながらリーダーとなる後継者が不足している現状があり難しいものがありますが、こうした制度を活用していただきながら活性化していけるように働き掛けをしていきたいと考えます。

山本委員

地域が活性化するためにも大事なことだと思えますので、よろしくをお願いします。

西森委員

備考のところですが、社会教育の方が多くて、学校教育の方が新任の方を含めてお二人、それから学識経験の方がお二人、家庭教育の方がお一人というふうになっています。分野としては、大体そういうものなのでしょうか。

生涯学習課長

一応、分野を分けていますが、中にはどちらにも該当するような方もいらっしゃいまして、半分程度の方は社会教育の方になっています。受田先生などは、学校教育というふうになっていますが、地域教育センターということで社会教育分野にも関わってまいります。なるべく広い視野で見ただけの方をお願いしておりますが、分野ごとの人数に決まったものがあるわけではございません。

西森委員

ここに書かれていることで申しますと、大体網羅されていると考えてよろしいのでしょうか。

生涯学習課長

いわゆる生涯学習という分野に関わりがある方をお願いしておりますが、所属団体、役職名としては狭い分野のようですが、それ以外に地域などで学級活動をされている方などいらっしゃいます。た

だ、新しい視野も必要ということ踏まえて、委員の入れ替わりも進めていかなければいけないと考えています。

松原教育長

それと、女性の委員を増やしていきたいですね。

生涯学習課長

女性委員さんには残っていただくようにしておりまして、充て職ではないですが、そうした方々が女性に変わらないということがありますが、できる限りそうした視点も含めて委嘱していきたいと思えます。

西山委員

この委員の方々の平均年齢はおいくつぐらいでしょうか。それと、一番上の方と若い方というのはどうでしょうか。

生涯学習課長

一番上の方が70代で、平均で申しますと60代くらいと思いますが、申し訳ありませんが、今手元に資料を持っておりません。

西山委員

ありがとうございます。

野本委員長

この件に関し、ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

教委第19号「高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第19号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第5市教委第20号「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」のご説明をさせていただきます。

任期中の委員の方々の役職に変更があり、委員を辞職されたため委員の補充を行うものでございます。審議会の設置根拠は、スポーツ振興法第18条第2項の規定によりまして審議会を置くこととなっております。高知市スポーツ審議会条例第1条の規定により設置しているものでございます。

委員の定数及び任期でございますが、委員の定数は15名以内となっております。その構成はスポーツに関する学識経験者、関係行政機関の職員となっております。任期につきましては2年でございます。

委嘱する委員の方々は10ページのとおりでございます。新任の方を含め13名で、男性9名の69.2パーセント、女性4名の30.8パーセントとなっております。年齢は、最高年齢が74歳、一番若い方が44歳、平均が56.3歳となっております。

今回委嘱したい委員は、澤田俊彦さんと田所和仁さんのお二人で、それぞれの所属団体において役職の変更があったことに伴うものでございます。

澤田さんは、吉岡成さんの後任として高知県高等学校体育連盟からご推薦いただいたものでございます。また、田所さんは、宮川幸人さんの後任として高知地区中学校体育連盟からご推薦いただいたものでございます。新しい委員の方々の任期は、前任の方の残任期間となっております。平成24

年5月31日まででございます。

簡単でございますが、以上でございます。

野本委員長

ありがとうございました。

ちなみに、委員の皆さんは、スポーツをされたご経験というのはおありなのでしょうか。

スポーツ振興課長

学校の先生方を含めまして、ほとんどの方が経験者でございます。栄養士の大坪さんは本人に確認しておりませんが、それ以外の方は経験者というふうにお伺いしております。

野本委員長

プロということまでは申しませんが、地域の方々のスポーツ振興のため、いろいろなスポーツを経験しているほうが望ましいのではないかと思ってお伺いしました。

スポーツ振興課長

その点につきましては、地域の体育会で指導されている方ですとか、職場早起き野球やスイミングクラブで教えながらご自分でも水泳をされる方などもいらっしゃいます。ただ、単に知識があるだけでなしに、実践を積まれているということで委員をお願いしております。

野本委員長

この件に関し、ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第20号「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第20号は、原案のとおり決しました。

本日の議事日程はすべて終了しました。

以上で教育委員会は閉会します。

閉会 午後4時03分

署 名

委員長 _____

2番委員 _____